

衆議院規則の一部を改正する規則案

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条第十三号を次のように改める。

十三 削除

附 則

この規則は、国会法の一部を改正する法律（令和五年法律第

号）の施行の日から施行する。

理由

衆議院の国家基本政策委員会の廃止に関し、必要な規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

